

別府市ハーフ住民クラブ会員規約

(名称)

第1条 この会の名称は、別府市ハーフ住民クラブ（以下「ハーフ住民クラブ」という。）と称します。

(目的)

第2条 ハーフ住民クラブは、別府市を愛し、別府市の様々な魅力を全国及び世界に発信するとともに別府市内での各種イベント等にも参加し、別府市の振興・発展を目指すことを目的とします。

(事務局)

第3条 ハーフ住民クラブの事務局は、別府市役所 企画部 総合政策課内に置きます。

(会員資格)

第4条 この規約において「会員」とは、別府市外に住民登録が有り、下記のいずれかに該当する方で、ハーフ住民クラブの目的に賛同し、この規約を承諾し、次条に規定する入会手続を完了した方をいいます。

- (1) 別府市おためし移住施設事業実施要綱に定める施設を利用する方
- (2) 市内の旅館、ホテル等に1年間の間に通算5泊以上される方
- (3) その他市長が特に必要と認める方

(入会手続)

第5条 ハーフ住民クラブに入会を希望する方(以下「入会希望者」という。)は、入会申込書を事務局に提出して入会の手続を行います。

2 入会希望者は、入会の申込みにあたり、次に掲げる事項に同意していただくこととなります。

- (1) 事務局が会員の住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の個人を特定するために必要な情報（以下「会員の個人情報」という。）を名簿に登録すること。
- (2) ハーフ住民クラブの運営上必要な場合に限り、管理者が会員の個人情報を利用すること。

3 次に掲げる事由に該当する場合は、入会を承認しないことがあります。

- (1) 入会申込みに当たり記入した内容に虚偽の記載があった場合

(2) 入会を承認しない正当な事由がある場合

(3) 入会希望者が暴力団若しくは暴力団関係の構成員、又は宗教団体への勧誘活動若しくは違法な販売活動を行う者である場合

4 第1項の入会申込書を受理したときは、速やかに審査を行い、申込みを適正と認める場合は、当該入会希望者に対して、事務局は会員証を発行します。

5 会員証は、他人への転売、貸与又は譲渡をしてはなりません。

(入会金及び会費)

第6条 ハーフ住民クラブの入会金及び会費は、無料とします。

(事業)

第7条 ハーフ住民クラブは、第2条の目的を達成するため、会員に対する情報の提供、サービスの設定その他必要な事業を行うこととします。

(禁止行為)

第8条 会員は、ハーフ住民クラブが提供するサービスの利用に当たっては、次の行為を行ってはなりません。

(1) 他の利用者、第三者若しくはハーフ住民クラブの著作権、プライバシー又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為

(2) 他の会員、第三者若しくはハーフ住民クラブを誹謗中傷する行為又はハーフ住民クラブの運営を妨げる行為

(3) 事実と反する情報又は公序良俗に反し、若しくはそのおそれのある情報を他の会員若しくは第三者に対して提供する行為

(4) 選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為

(5) 事務局の承諾なくハーフ住民クラブの情報若しくはハーフ住民クラブが発信する情報を用いた営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為

(6) その他、法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為

(会員の届出義務等)

第9条 会員は会員の個人情報その他入会申込書の記載内容に変更が生じた場合又は退会する場合は、事務局に対して速やかに変更の届出又は退会の手続を行うこととします。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が事務局に対して退会届を提出したときは、当該会員は、会員資格を喪失することとします。

2 事務局は、会員が次の各号のいずれかに掲げる行為を行ったと認めるときは、当該会員の会員資格を取り消すことができることとします。

(1) 第8条の各号に掲げる行為を行ったとき。

(2) 入会申込書に虚偽の記載があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、事務局が会員として不適當であると判断したとき。

(損害賠償)

第11条 事務局は、ハーフ住民クラブの運営に関して生じた会員の損害、会員同士又は会員と第三者との間で生じた問題及び損害等全てに対し、いかなる責任も負わず、一切の賠償する義務を負わないものとします。

(個人情報)

第12条 事務局は、ハーフ住民クラブの運営上必要な場合以外の目的で会員の個人情報を利用し、又は第三者に提供はいたしません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(規約の変更)

第13条 事務局は、ハーフ住民クラブの運営上必要が生じ、規約を変更した場合は、ホームページへの掲載等の方法により、会員に対して当該部分の変更内容を周知することとします。

附 則

この規約は、平成29年12月15日から施行します。